



男女共同参画社会基本法の法学的検討(二〇〇一年度
第二回コロキウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松田, 聡子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004949

男女共同参画社会基本法の法学的検討

松田 聰子

はじめに

男女共同参画社会基本法が衆参両議院の全会一致で可決し成立したのは、1999（平成11）年6月15日であった。政府提出の法案に対して、民主党が対案（「男女共同参画基本法」案）を提出し（その後撤回）、修正動議によって前文が加わり¹、また、両院で附帯決議²がなされたものの委員会での実質審議が衆参で6日間というのは、同法が比較的スムーズに誕生したことを示している。いうまでもなく男女共同参画社会基本法は、両性の平等を定める日本国憲法第14条に関わる法律である。しかし、同法成立について憲法学から格別の反応があるわけではなかった。³それは、第1に、「平等論」（とくに男女平等論）に対して憲法学の関心が高いとは必ずしもいえないこと、第2に、そもそも「基本法」というタイトル（題名）が、後述するように、法律家の注意をそれほどひかないこと、第3に、同法を成立させた第145回国会が他に、いわゆる周辺事態法、憲法調査会設置法、国旗・国歌法、通信傍受法、改正住民基本台帳法など、日本国憲法の解釈・運用上「より重要な」法律を成立させたなどという事情によるであろう。

本稿では、憲法学の立場から男女共同参画社会基本法を法的に分析し同法の法的意味を考察するとともに、「女性行政」の今後の課題をさぐることにする。

1. 「基本法」と憲法

男女共同参画社会基本法のように「基本法」を題名にする法律は、1947（昭和22）年に制定された教育基本法をはじめに、現在22本ある。⁴そのうち15本が平成に入ってから制定され、とくに1998（平成10）年以降に公布施行されたものは10本にのぼる。男女共同参画社会基本法が前文において

「21世紀の我が国社会」の課題にふれているように、これらの法律には、新世紀あるいは「戦後の我が国の社会経済構造の転換」（中央省庁等改革基本法第2条）への意識を十分に読みとることができる。また、ここ数次の国会においてもいくつかの「基本法案」が提出されていて⁵、さながら基本法ラッシュの感すらある。

そもそも「基本法」とは何か。同じ国会制定法でありながら、他（の題名）の法律と何が異なるのであろうか。

（1）「基本法」の内容

「基本法」を法律用語としてとりあげて解説しているものに学陽書房『法令用語辞典』がある。同辞典は「基本法」の項目をおき、基本法には以下の特色があるとする。すなわち、第1に、基本法においては、国政の重要分野について国の制度や政策等の基本方針が明示される。第2に、基本法で定められた施策を実施するため必要な法制上の措置を講じる等、基本法は他の法律を誘導する関係に立つ。第3に、当該施策の推進などの事務をつかさどるために、通常の諮問機関と異なる機関が設置されることが多い。第4に、基本法には国民の権利義務に直接影響を及ぼす規定がなく、大半、訓示規定かプログラム規定で構成される、の4点である。⁶

一方、行政法学の小早川光郎は、男女共同参画社会基本法案の骨子を答申した男女共同参画審議会のヒアリングにおいて、基本法に関して次のような説明をしている。すなわち、戦後の基本法を時系列的にみたとき、戦後初期に制定された基本法には、教育基本法や原子力基本法のように、国家政策のドラスティックな転換を宣言するという特徴があったが、農業基本法（1961（昭和36）年）を契機に、基本法は「一定の政策の推進のための道具」としての性格をもつようになった。具体的にいえば、農業基本法以降の基本法には、①国家の政策目標や政策理念を提示していること、②その目標のための施策項目を列挙していること、③当該分野の政策策定や調整を行う、審議会などの特別な機構を設置していること、④当該分野における諸活動の総合的・効率的な展開を図るための計画の仕組みを定めていること、⑤施策実施に関する国や地方公共団体の責務を定めていること

の5つの内容が含まれている。小早川によれば、これらを骨子にすることがいわば「基本法の型」となっているのである。⁷

また、行政法学の成田頼明は、「基本法第一条を読む」および「〔新〕基本法を読む」と題する連載エッセイにおいて、初めての「基本法」である教育基本法について次のように解説している。すなわち、教育基本法の「基本法」の名称は「あえて」用いられたものであり、それは、教育勅語に代わって教育原理を示す法規として重みを与えるためであり、当時、「基本法」という法形式の位置づけや性格について論議された形跡はないと指摘する。さらに、官僚主導から政治主導による政策決定という近年の時代の流れを考えれば、「再び基本法ブーム時代」が到来するであろうと予想し、その嚆矢は、国連環境開発会議の成果を受けて制定された環境基本法であるとする。⁸

これらの解説に共通していえることは、近時の「基本法」の内容に関して、国家政策の宣言とその推進に関する法というのが一般的理解という点である。

(2) 「基本法」と憲法

ところで、基本法を準憲法規範と性格づけて論ずる見解がある。1980年代以降憲法第9条にかかわる「平和基本法」を提唱する構想のなかで、例えば、「憲法第9条の下位法に位置づけられる準憲法的な法律として、平和憲法の精神にのっとり平和基本法をつくる」⁹という文脈のなかで用いられる場合がそれである。

男女共同参画社会基本法についても、同法案の国会審議において民主党の江田五月は、「準憲法規範というべき幾つかの基本法というものをつくって、そして今の日本国憲法の中身をそうしたことで豊富なものにして… (略) ……これらの基本法体系を取り込んで新しい憲法典」を作るという改憲論を展開したうえで、環境基本法と同様、男女共同参画社会基本法(案)も準憲法規範として重要な法律であると位置づける。¹⁰ また、男女共同参画審議会の専門委員であった弁護士住田裕子は、衆議院における参考人質疑のなかで、「この法律は、基本法、いわば準憲法規範ともいうべき

ものでありますが、中学生、高校生にもわかりやすいものにしたいという気持ちと願いを込めてまいりました」と述べている。¹¹

しかし、そもそも「準憲法規範」とは何か、わが国の法体系においてどのように位置づけられ、どのような規範的効力をもつかなど、これらの見解において明確な定義づけや概念説明がなされているわけではない。また、基本法自体が明確な法概念とはいえないから、基本法を準憲法規範と位置づけることについてその意味するところは定かでない。

基本法と準憲法規範に関連して、ドイツ憲法に言及しておく必要がある。現在のドイツ憲法は、ドイツ統一前の西ドイツ「ボン基本法（通称）」の正式名称を継承して「ドイツ連邦共和国基本法」という題名であるが、基本法といってもその規範内容（人権保障の規範でかつ国家権力を制限する規範であること）や効力（国家の最高規範であること）、そして改正手続（法律の改正手続に比べて嚴重であること）のいずれをとってみても、憲法そのものである。そもそも統一前の西ドイツ「ボン基本法」は、東西ドイツの統一によって初めて「憲法」をもつという前提のもと（第146条）、実質上の憲法でありながら憲法という題名を冠することのできない、まさに準憲法規範であった。しかし、ドイツと異なりわが国では、「日本国憲法」という題名の憲法があり、いかなる基本法も国会によって制定された「法律」にすぎない。したがって、どれほど重要な内容の基本法であってもその制定改廃はもっぱら法律制定権をもつ国会の権限に属するし、また、基本法といえども日本国憲法に違反できないのは当然のことなのである。

（3）「基本法」の法的意味

以上にみたように、基本法は国会制定法すなわち法律の一つにすぎないのであり、基本法と他の法律との間に効力の優劣は生じない。¹²

ところが基本法は、すでにみたように、基本法で定められた施策を実施するために必要な法制上の措置が講じられる等、他の法律を誘導する。しかし、それは「誘導」にすぎず、基本法が定める指針にしたがって国会等が具体的な立法措置等を講ずるかは、国会等の判断する問題である。その意味では、ある施策を実施しようとする国家判断があれば、そもそも基本

法が存在しなくても、国が具体的な立法措置等を講じていけば施策は容易に実現できるのである。もちろん、基本法があれば、具体的立法措置等を講じないことの違法を、法的に問うことは難しいとしても、政治的には問題にできるから、基本法がまったく意味がないとはいえない。

結局、基本法がいかにも実効性をもつかは、基本法がいかにも具体的な措置を誘導するか、いいかえれば、その示す施策がいかにも明確で具体的であるかであり、さらにいえば、具体的な措置を実現するために国がいかにも機動力や政治力を発揮できるかであり、そのための機構がいかにも用意されているかによるといわざるをえないであろう。

男女共同参画社会基本法に対して法律学からのやや関心の薄い視線があるとすれば、一つには、以上のように、男女共同参画社会基本法が政策目標（プログラム）を定めた基本法であるという点に起因するのは否めない。

2. 男女共同参画社会基本法の制定

男女平等を実現するための施策は、その内容が憲法に違反しないのであれば、男女共同参画社会基本法が存在しなくても、必要に応じて積極的に講ずることはできる。それでは、男女共同参画社会基本法という題名はともかく、男女平等に関する「基本法」を制定しようという動きはいつどのような形ででてきたのであろうか、制定経緯を簡単にみておきたい。

国際女性年世界女性会議が開催された1975（昭和50）年以降、わが国の女性行政が本格化したとっていい。その後、政府が女性行政の基本指針として策定したものは、

- ① 1977（昭和52）年「国内行動計画」
- ② 1987（昭和62）年「西暦2000年に向けての新国内行動計画」
- ③ 1991（平成3）年「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」
- ④ 1996（平成8）年「男女共同参画2000年プラン」
- ⑤ 2000（平成12）年「男女共同参画基本計画」

の5つである。

③までの各計画では、「婦人関係行政の推進体制を必要に応じて強化充実する」という項目があるものの基本法の制定などにはふれていないが、その後、④の「プラン」で「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律の検討」が明記された。同じ項目は、この「プラン」のベースとなった「男女共同参画ビジョン」（1996（平成8）年答申）に盛り込まれていた。

「ビジョン」を答申した男女共同参画審議会（1994（平成6）年設置）会長縫田曄子の回想録や同審議会議事録を通覧すると、基本法制定に関して、次の点を指摘できる。すなわち、それまでの女性行政が各省庁間の確執や女性行政の位置づけの不統一などのために総合的・効果的に行われてこなかったという評価が、ほぼ絶望的な口調で語られるほどであり¹³、したがって、女性行政を行うには統一的理念と強力な推進体制が欠かせないとの共通認識が審議会内に非常に強く生まれていたこと、そして第2に、そのためには、「理念法」や「審議会設置法」などの、女性行政の根拠となる「傘のような」あるいは「バックボーン」となる「法律」が必要との意見¹⁴が支配的になっていたという点である。

女性行政はさまざまな分野を横断する行政であるから縦割り行政を前提にしては円滑かつ効率的な運営は難しいことは容易に想像できる。また、女性行政を企画・推進する審議会がどのような法令に基づいて設置されるかは、女性行政が行政全体のなかで占める位置づけの指標にもなり重要である。婦人問題企画推進会議（1975（昭和50）年～1985（昭和60）年）や婦人問題企画推進有識者会議（1986（昭和61）年～1993（平成5）年）は総理大臣の「私的」諮問機関にすぎず、また男女共同参画審議会（1994（平成6）年～1996（平成8）年）は総理府令に基づくいわば「公式の」諮問機関になったものの、国会制定法である法律に根拠をもつ審議会の「重み」とは異なっていた。

求められていたのは女性政策を統一的総合的に推進するための体制とその根拠法である。したがって、すでにみたような、「理念法」であり「審議会設置法」でもある、「基本法」という形式が浮上してきたとしても、立法技術としては何ら不思議はない。

3. 男女共同参画社会基本法の「光」と「影」

男女共同参画社会基本法は、前文と「第一章総則」「第二章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策」「第三章男女共同参画会議」の全28条からなり、その内容は基本法として考えられている諸要素を網羅している。以下、同法について法的評価を簡単に試みてみたい。

(1) 男女共同参画社会基本法の「光」

a. 国内本部機構の整備

男女共同参画社会基本法の中心は、すでにみたように、女性行政推進のための組織すなわち国内本部機構（national machinery）の整備であるといっている。しかも、中央省庁等改革基本法の制定（いわゆる行政改革）という好機を得て、「諸外国のなかでも大変すすんだ推進体制」¹⁵が一気に整備された。

そもそも行政改革は内閣機能の強化を柱の一つにしていたが、中核をしめる内閣府について、中央省庁等改革基本法はその「任務と機能」に男女共同参画に関する事務を明記した（同法第10条）。このことは、男女共同参画政策が、経済財政政策、総合科学技術政策、防災政策と並んで国の重要施策になったことを指す。内閣府からみれば男女共同参画について問題等解決の義務を負うことになったのであり、①内閣府に、内部部局として男女共同参画局と、内閣官房長官を議長とする男女共同参画会議を設置し、②同参画会議に対して、ア）男女共同参画に関する基本方針や総合的な計画等について審議する権限だけでなく、イ）政府の施策に男女共同参画に視点が反映されるように関係大臣に意見を述べ、さらに、ウ）諸施策の実施状況を調査・監視する権限を与えたことで、全体として格段の体制が作られた。この男女共同参画会議は法律上のいわば常設機関であるから、諸施策案をたえず政治過程にのせることのできるメリットは大きい。

さらに、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の促進を国の責務にとどまらず地方公共団体の責務であることも明記し（同法第9条）、かつ、都道府県に対しては国が策定する計画を勘案して施策を講じ

るように命じる（第14条）など、推進体制を一層強化している点は評価されるべきであろう。

b. アファーマティブ・アクション（ポジティブ・アクション）規定

男女共同参画社会基本法は、積極的改善措置いわゆるアファーマティブ・アクション（ポジティブ・アクション）について定義規定をおくとともに（第2条第二号）、アファーマティブ・アクションを含む「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」の策定と実施を国等の責務としている。アファーマティブ・アクションは、事実上の男女格差を是正するための措置として欧米ではさまざまな分野できわめて積極的に用いられている。わが国も法制上、1999（平成11）年改正男女雇用機会均等法が初めて導入したものの、事業主がアファーマティブ・アクション（ポジティブ・アクション）を採用する際に国が助言等援助をするという規定（第20条）をおくにとどまっていた。「積極的改善措置」という用語が妥当かはさておき¹⁶、男女共同参画社会基本法がアファーマティブ・アクションを施策の一つとして明言したことは評価できるところである。

c. 社会制度・慣行の中立性確保

「社会における制度又は慣行についての配慮」に関する第4条は、国民の誰にでも分かる明快な規定とはいえない。しかし本条は、要するに、世帯単位の税制や夫婦同姓制等のように、法的には性差別の問題が何ら生じない場合であっても結果的に男女平等の実現を阻害するときには、その制度自体を見直す旨明記したのであり、今後の女性行政の方針を示す規定として重要な意味をもつ。しかし、諸制度の見直しが実現できるかは、夫婦別姓制の例が示すように、きわめて政治的なレベルの問題である。

(2) 男女共同参画社会基本法の「影」

しかし一方で、男女共同参画社会基本法について次の問題点を指摘できよう。

a. 「戦略」がもたらしたもの

すでに述べたように、「基本法」がいかに実効的であるかは、一つには、基本法の掲げる理念や施策がいかに具体的であるかによる。しかし、男女

共同参画社会基本法に、わかりにくさ、あるいは、曖昧さを指摘する声は多い。例えば、Basic Law for a Gender-equal Society を公式英訳とする法律の題名は、「男女共同参画社会基本法」でなく「男女差別禁止法」または「男女平等法」である方が、誰の目からみてもわかりやすい。¹⁷

また、同法第1条および第3条にいう「男女の人権の尊重」は、国連世界人権会議ウィーン宣言（1993（平成5）年）の掲げる「女性の人権」が目指すものとは異なる。一方、憲法学では、「外国人の人権」や「子どもの人権」というかたちで人権の享有主体性を論ずることがある。外国人や子どもの人権が、国籍保有者や大人と同じ程度に保障されるかという議論である。これとパラフレーズするなら、「男女の人権」すなわち「男性／女性の人権」によって、誰の、どのような人権を問題にし論ずればいいのか。男女共同参画社会基本法に基づいて解決しようという問題の核心は、例えば昇格差別のように働く権利において女性が男性に比べて著しく異なる扱いを受けているという性差別の問題である。しかし「男女の人権」というくくりでは現実の人権の問題はみえてこない。¹⁸

さらにいえば、男女共同参画社会基本法が、その目的を定めた第1条において、「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ」として、人権尊重社会を社会経済情勢の変化に対応できる社会と並列に置いて、その実現が緊要としている点にも違和感をおぼえる。人権は「現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利」（日本国憲法第97条）なのであり、その普遍性こそ、つまりどのような社会経済情勢であろうと保障されることこそ、人権の本質であると理解されるからである。ここで緊要性があると認識されているのはむしろ「社会的経済情勢の変化に対応できる活力ある社会を実現する」ことなのであろうし、それが、前文に盛り込まれた「少子高齢化の進展」と一体になって、男女共同参画社会基本法は少子化対策法ではないかと疑わせてしまうのも当然なことに思える。¹⁹

ところで、基本法制定構想を盛り込んだ「男女共同参画ビジョン」を答申した男女共同参画審議会では、すでに、「戦略論」²⁰という発言があり、具体的な「戦略」として、「もし女性の方々が基本法が必要だと主張する

なら、必要性を十分述べなければ、内閣法制局も国会も通らない」し、「人権が大切というだけでは絶対に通らない。それは断言できる」ので、「経済社会の変化に伴って基本法がどうしても必要になっているというように説明していくしかない」ということばが続く。この「経済社会の変化」論ともいべきものは、「男女共同参画ビジョン」そして「男女共同参画2000年プラン」に通底する考え方でもあった。すなわち、「ビジョン」自体を答申する際も²¹、個々の女性施策を実現するには、男性を説得する必要性と、人権を前面にだすことの逆効果と、わが国社会を取り巻く環境の変化を強調することの有効性がしばしば指摘されていた。

なるほどこのような「戦略」は必要であったかもしれない。男女共同参画社会基本法案の国会審議において、女性議員からの質問が、法案は欧米に比べて遅きに失し内容も不十分だと迫るのに比べて、男性議員からの質問には、法案成立によって女性の社会進出がすすみ「私が自分で洗濯をしてアイロンをかけて飯をつくるなんていう話しが毎日続いたら、これは家庭崩壊になってしま(う)」のであり、「日本の風土、歴史に根差した一つの男女共同参画社会」²²が望ましいなど、欧米レベルの男女平等政策を牽制することばが相次いだ。男性(議員)と女性(議員)との温度差は明らかであった。

男女共同参画社会基本法の制定それ自体については、男女共同参画という題名を含むある種の曖昧さが「戦略」的に功を奏したとしても、その後の施策の実現について、真に目指すところが理解されずに(あるいは真に目指すところが理解されたばかりに)結局不十分な内容に終わってしまうおそれもある。²³しかしすでに述べたことを重ねていえば、男女共同参画社会基本法が曖昧であっても(あるいは同法がなくても)、要は今後、いかに実効性ある法律等が立案され立法過程(政治過程)にのせられるかであり、むしろそのことの方にこそ注目すべきなのかもしれない。

b. 労働法と男女共同参画社会基本法

男女平等は、生きる糧を得る労働においてこそ実現されなければならない。男女共同参画社会基本法は、労働法にどのように影響するのであろうか。女性労働問題について、かねてからその解決が望まれていたことの一

つに、いわゆる間接差別の問題がある。改正男女雇用機会均等法（1997（平成9）年）によっても、結局この問題は解決されないままであった。そこで男女共同参画社会基本法の制定にあたって、間接差別禁止を明記すべきとの意見もあったが結局、明確な概念規定ができないなどの理由で見送られた。しかし、国会審議では、同法第3条の「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」との規定は間接差別の禁止を含むとの政府答弁が繰り返しなされた。²⁴

浅倉むつ子によれば、同法第3条に間接差別の禁止が含まれるという政府解釈は、現行の労働基準法第4条や均等法においてもなされた。しかし、間接差別の禁止を含むという説明だけでは問題は解決しなかったのであるから、間接差別について、欧米各国のように、法文上その禁止を明記する以外にないと指摘する。浅倉は、また同時に、男女共同参画社会基本法が「性差別禁止原則の強化法になるか」という問いに対して「懐疑的である」と述べる。間接差別禁止のみならず、「家庭生活と職業の両立」や苦情処理の整備等々、女性労働法制の懸案であった事項が明記されていないためである。²⁵

そもそも男女共同参画社会基本法が第3条から第7条に掲げる5つの基本理念は、「男女共同参画社会の形成についての基本理念」にすぎず、これらの理念を実現する責務は、国（第8条）、地方公共団体（第9条）と国民（第10条）が負うにとどまり事業主には課せられない。かりに国民（第10条）のなかに事業主を含むという解釈ができたとしても、国民の責務に関しては「努力義務」にとどまっているのであるから、差別禁止の明確な規定がないときには、労働における平等の途はなお遠いといわざるをえない。

c. 司法と男女共同参画社会基本法

差別の被害者をいかに救済するかは、憲法学にとっても最大の関心事である。男女共同参画社会基本法は、第17条において、国の施策に対する苦情処理のための措置および被害者救済のための措置を講ずるよう国に命じている。財政上の理由から、当面の間、既存の制度である行政相談制度や、人権擁護委員などの法務省の組織を利用することになっているが、なお実

効性のある被害者救済制度を整備すべきことは、衆参両院における附帯決議（参議院においてはオンブズパーソンの機能を要請）によっても確認されているところである。このような、いわゆる行政上の救済措置が有用であることはいうまでもないが、人権救済について司法の果たす役割はより重要である。

男女共同参画社会基本法を含む「基本法」は、すでに述べたように、国家の施策に関する法であり、いいかえれば、国民の権利義務に直接影響を及ぼさない法であるというのが共通理解である。したがって、具体的な訴訟において、男女共同参画社会基本法は、訴訟の直接の根拠となっている法律（たとえば賃金格差であれば労働基準法第4条）の解釈において「援用」されるにとどまる。しかし男女差別を争う訴訟では通常、その差別的扱いが「一般社会通念」に照らして不合理なものかが争点になることが多く、男女共同参画社会基本法が目指す「理念」を「援用」することでどれほどの効果が期待できるか、疑問なしとしない。

ところで、男女共同参画社会基本法は、第4回国連世界女性会議「北京宣言および行動要領」（1995（平成7）年）の「ジェンダーの主流化」に呼応して、ジェンダー・フリーな社会の実現を目指すものと理解されている。そして、ジェンダー・フリーな社会というとき、司法領域もその対象に入るのはいうまでもない。しかし、例えば第二東京弁護士会『司法におけるジェンダーバイアス』²⁶や、角田由紀子『性の法律学』²⁷などが指摘し続けるのは、ジェンダーバイアスによる判決であり、裁判官や弁護士など司法の現場を担う者のジェンダーバイアスである。男女共同参画社会基本法が「国の責務」としているもののなかに、司法行政が含まれるとすれば、ジェンダーバイアスへの取り組みは大いに意識されていはずである。しかし、国会議事録をみるかぎり、この責務は国会・内閣そして地方公共団体という政治過程に向けられた責務と考えられているにすぎない。司法における「ジェンダーの主流化」について、判例批評などを通して法律学の立場からも、一層の検討が必要であろう。

おわりに

男女共同参画社会基本法が制定されるまでのプロセスをみれば、世界女性会議の成果や女性民間団体のたゆまぬ運動を抜きに同法は成立しなかったであろうと思う。しかし一方で、国会でのスムーズな審議は、この法案が「基本法」というよりも「女性の問題」をあつかう法であるが故に余り重視されなかった結果であろうとも思う。男女共同参画社会基本法の制定施行によって何が変わるかを考えたとき、憲法学／法律学の目からみれば、すべてはこれから始まるといわざるをえないのである。

【注】

- 1) 前文は法案提出時には付されておらず、先議していた参議院総務委員会における修正動議によって付された。
- 2) 家庭生活と職業の両立のための環境整備の早期促進など、参議院において9項目、衆議院において6項目の附帯決議がなされた。
- 3) 憲法学の江橋崇が『日本経済新聞』平成11年3月25日付夕刊のインタビューにおいて、上程された法案が成立すれば同法によって「女性行政に一本芯が通る」と基本的に評価する回答をしている。次も参照。江橋崇「男女共同参画社会基本法と男女平等推進条例」『法学セミナー』529号、日本評論社、1999年、6頁以下；辻村みよ子「男女共同参画社会と『女性の人権』」『ジュリスト』1192号、有斐閣、2001年、69頁以下、など辻村の一連の論文。
- 4) 2002（平成14）年3月31日現在（年号は公布年）。教育基本法（1947（昭和22）年）、原子力基本法（1955（昭和30）年）、災害対策基本法（1961（昭和36）年）、観光基本法、中小企業基本法（以上、1963（昭和38）年）、消費者保護基本法（1968（昭和43）年）、交通安全対策基本法（1970（昭和45）年）、土地基本法（1989（平成元）年）、障害者基本法、環境基本法（以上、1993（平成5）年）、高齢者社会対策基本法、科学技術基本法（以上、1995（平成7）年）、中央省庁等改革基本法（1998（平成10）年）、ものづくり基盤技術振興基本法、男女共同参画社会基本法、食料・農業・農村基本法（以上、1999（平成11）年）、循環型社会形成推進基本法、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以上、2000（平成12）年）、特殊法人等改革基本法、水産基本法、森林・林業基本法、文化芸術振興基本法（以上、2001（平成13）年）。

- 5) 少子化対策基本法案（第146回国会）、社会資本整備基本法案（第147回国会）、犯罪被害者基本法案（第151回国会）、公共事業基本法案（同）などが提出され、継続審議になっているものも多い。
- 6) 『法令用語辞典（第8次改訂版）』学陽書房、2001年、132頁。『法律用語辞典（第2版）』（有斐閣、2000年）と『法律学小辞典（第3版）』（有斐閣、1999年）は、特定行政分野の基本政策や基本指針を宣明するための法というなど、簡単な説明をおくにとどまる。
- 7) 男女共同参画審議会基本問題部会第2回議事録（1997（平成9）年11月10日）2頁以下。
- 8) 成田頼明「基本法の第一条を読む（1）～（10）」『書齋の窓』483号（1999年）～492号（2000年）、有斐閣、巻頭頁；同「〔新〕基本法を読む（1）～（10）」『書齋の窓』503号（2001年）～512号（2002年）、有斐閣、巻頭頁。成田は、基本法は族議員等にとって関連法の整備にまつわる権限や予算を生む魅力的な法律であると指摘し、無原則に基本法制化がすすむ現状に対して基本法のあり方そのものを考え直すべきであるとする。
- 9) 高橋進他「『平和基本法』を提唱する」『世界』580号、岩波書店、1993年、54頁以下。
- 10) 第145回国会参・総務委員会議事録8号（1999（平成11）年5月13日）11頁。
- 11) 第145回国会衆・内閣委員会議事録6号（1999（平成11）年6月10日）2頁。
- 12) ただし、同位の法規範に関する「特別法は一般法に優先する」や「新法は旧法を破る」の原則があることはいうまでもない。小早川・前出注（7）も同旨。
- 13) 婦人問題有識者会議のメンバーであった縫田曄子は「あの頃は何をいっても手応えがなく無力感を味わっていましたから」と述べ、当時の総理府婦人問題企画推進本部のことを「婦人問題妨害部」と痛烈な皮肉で表現していた。縫田曄子編『あのとき、この人—女性行政推進機構の軌跡』ドメス出版、2002年、91頁。
- 14) 縫田・前出注（13）113頁。
- 15) 古橋源六郎「男女共同参画社会基本法制定上の経緯と主な論点」大沢真理編『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法（改訂版）』ぎょうせい、2002年、140頁。
- 16) アファーマティブ・アクション（ポジティブ・アクション）の訳語について、「ビジョン」では「積極的参画推進措置」となっていた。いずれにせよ、憲法学や労働法学で従来用いてきた訳語（「積極的差別是正措置」）と

は印象がかなり異なる。

- 17) 政府は国連報告のなかで男女共同参画も男女平等も gender equality という英訳をあてていることから、国会審議において、「男女共同参画」は「日本版男女平等」と理解していいかと問いただされた野中官房長官（当時）は、男女共同参画は「男女平等を根底としておる」と答弁するにとどまった。前出注（10）28頁。
- 18) ウィーン宣言の「女性の人権」について、憲法学における議論は、次を参照。辻村みよ子『女性と人権』日本評論社、1997年。
- 19) 国会審議において政府委員は、「社会経済情勢の変化というものの大きな部分は、少子高齢化等を考えております」と答弁している。前出注（10）25頁。
- 20) 男女共同参画審議会第一部会第11回議事録（1996（平成8）年3月28日）8頁以下。
- 21) 男女共同参画審議会総会第16回議事録（1996（平成8）年6月3日）3頁以下。
- 22) 矢野哲郎委員の発言。前出注（10）7頁。
- 23) 伊藤公雄は、地方自治体のなかに男女共同参画条例の制定に公然と反対する声があがって条例案が宙に浮いたままのところがある現状から、今後の「日本版バックラッシュ」を予想する。伊藤公雄「日本社会におけるジェンダー政策の現状と課題」『法社会学』55号、日本法社会学学会、2001年、117頁。
- 24) 前出注（10）21頁以下。
- 25) 浅倉むつ子「男女共同参画社会基本法と条例」『労働法律旬報』1487号、労働旬報社、2000年、7頁以下。
- 26) 第二東京弁護士会『司法におけるジェンダーバイアス』第二東京弁護士会、1999年。
- 27) 角田由紀子『性の法律学』有斐閣、1991年；同『性差別と暴力』有斐閣、2001年。